

令和5年5月以降の入札手続きを一部変更します（概要）

1 令和5年5月8日以降の入札手続きについて

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「2類」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針が示されました。この方針を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施してきた緊急措置の入札手続きを終了します。

令和5年6月1日以降の入札手続きは、コロナ禍前の参加者全員が必ず会場に集まる方法に戻すことはせず、参加者の意思によっては会場に来ずとも入札参加できることを目的として「緊急措置」対応を引き継ぎつつ、一部対応に変更を加えた入札手続きに変更します。

2 実施期間

令和5年6月1日以降の入札会から、入札手続きを変更します。

3 変更する部分（概要）

（1）入札書の提出方法

コロナ禍以前 : 入札時刻までに会場へ参集し、封書を会場で提出。

緊急措置期間 : 入札書等を入れた封書を事前に総務課へ提出可能とし、郵送も可（前日必着が条件）としていました。※提出後は、引換え等不可。

↓

令和5年5月以降：【緊急措置から変更あり】

入札時刻までに会場へ参集し、着席前に入札書等を入れた封書の提出をお願いします。また、入札書等を入れた封書を、事前に総務課へ提出していただくか、郵送での提出も可能（前日必着が条件）です。（※提出後は、引換え等できなくなります。）

ただし、指名競争入札で、1回目の入札で落札に至らず、2回目の入札（再度入札）となった場合は、再度入札は会場にいる対象者のみで入札を行います。そのため、事前提出した場合でも、再度入札となった場合に参加する意思をお持ちの方は、当日会場に参集をお願いします。（※ 会場にいない場合は、再度入札への参加意思がないものとして取扱います。）

（2）入札会場への参集

コロナ禍以前 : 参加者全員が参集し、開札。

緊急措置期間 : 当日の会場参集者は、あらかじめ参加者内から指名された立会人（2名以内。辞退可能）と広域連合職員のみでした。入札時刻まで封書の受付は行っていましたが、当日持参した場合でも、立会人以外は入場できませんでした。

↓

令和5年5月以降：【緊急措置から変更あり】

入札会場への入室規制と参加者内から指名する立会人の選出は廃止します。入札会場には、コロナ禍以前のように、当該入札参加者であれば全ての方が入室いただけます。（※ 辞退した入札は、会場への入室はできません。）

また、当日会場に参集しないことも可能です。その場合は、上記（1）のとおり

り総務課へ入札書等を事前提出してください。なお、会場に参集しない参加者の立会いは、「当該入札に関係のない職員」が行います。

※事前提出した場合でも、当日会場に参集いただけます。

※指名競争入札案件に参加する場合は、下記（５）の内容もご確認ください。

（３）同額時に行われる抽選くじ

コロナ禍以前 : 会場にいる抽選対象者全員が、自ら抽選くじを行う。

緊急措置期間 : 抽選くじは、全て「当該入札に関係のない職員」が行い、参加者内から指名された立会人として来庁している場合でも、くじは全て職員で行っていました。

↓

令和５年５月以降：【緊急措置から変更あり】

会場に参集している抽選対象者は、自ら抽選くじを引いていただきます。

会場に参集していない抽選対象者分は、「当該入札に関係のない職員」が抽選くじを引かせていただきます。

（４）２回目の入札（再度入札）※指名競争入札で、１回目の入札で落札とならなかった場合

コロナ禍以前 : 入札会場において、即時入札を行う。

緊急措置期間 : ２回目の入札（再度入札）は後日行うこととし、提出方法等は１回目と同じ方法で行っていました。

↓

令和５年５月以降：【緊急措置から変更あり】

２回目の入札（再度入札）は、入札会場で即時入札を行います。再度入札は、会場にいる対象者にその場で入札書を提出していただきます。そのため、事前提出した場合でも、再度入札となった場合に参加する意思をお持ちの方は、当日会場に参集をお願いします。

※当日会場にいない場合は、再度入札については、「辞退」として取り扱います。

⇒詳細な流れについては、別紙「指名競争入札の場合（入札指名通知書による入札）」をご覧ください。